

江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会設置要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 26 日

江別市長 三 好 昇

江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たり、江別市生涯活躍のまち構想について、総合的かつ効果的な推進のため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 江別市生涯活躍のまち形成事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、江別市生涯活躍のまち構想に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (5) 北海道知事
- (6) その他必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画政策部において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。